

經濟的行爲と道德的行爲との關係 (九)

田 島 錦 治

第十二節 勞力の經濟的及び道德的性質

余は前三節に亘りて財の生産と道德との關係の題下に於て第一原始的生産要素たる自然に就て重に論述し他の生産要素即ち勞力及び資本に就ては未だ多く論ずる所あらずして止みたり蓋し論理上に於ては同一題下に勞力及び資本を論ずるを正當と爲すへけれども議論頗る延長繁密に亘るを恐れて茲に便宜上より題目を改めて本節以下に逐次勞力及び資本の經濟的性質を論じて以て財の生産と道德との關係を一層明白ならしめんと欲す(左に第二勞力と標記するに就ては第十二節の始め第一自然と標記せるものに接続するものと知るべし)

第二 勞力

凡そ人か財貨の生産に向て施こす所の精神的并に肉體的活動を勞力と稱す

抑も人か勞力を施す所以は有形及び無形財貨を獲んか爲なり而して其獲る所の財貨は以て其個人欲及び社會欲を満足せしむる爲に消費せらるへし然らば則ち勞力の動機及び結果は經濟的にして且道德的なりと謂ふへし社會文化の度尙ほ低く交通貿易の途未だ開けざるに方りては人は唯其一身一家の需要を充す爲に謂ゆる純然たる自給的生産 (reine Eigenproduktion) を爲したり此場合に

於ける勞力は未だ營利を目的とせざる謂ゆる自家勞役 (Hausleis) にして其功德は甚だ小にして、唯に一身一家に及ぶに止まり而るに交通貿易漸く發達し各人及び各家は其生産物の一部を交易の目的物に供するに及びて漸く營利的の自家業 (Hauswerk) は發達して勞力の功德は一人より他人に及び一家より他家に及ぶこととなり漸く進んで各人の生産物の大部又は全部は他人の需要に應ずる所のものとなり而して其初めは重に特別の註文を待ちて而る後に生産すること即ち謂ゆる註文生産 (Kundenproduktion) 行はれたりしか遂には各地方各個人の特別の註文を待たず國民一般の需要を豫想して投機的に大量なる商品の生産を爲すこと即ち謂ゆる商品生産 (Warenproduktion) 行はるゝに至りて勞力は一層營利的となり而して其功德は各個人より各地方に及び國民全般に及び遂には世界に及ぶに至れり是に由て之を觀れば夫の純然たる自給生産の勞力は不營利的なるか故に一見道德的成分に重くして經濟的成分に輕きか如く思はるれども實は小善にして小利を兼ねるに過ぎず又夫の商品生産の勞力は甚だ營利的なるか故に經濟的成分に重くして道德的成分に輕きか如く見ゆれども實は是れ大利にして大善と一致するものたること毫も疑を容れず然らば則ち勞力か不營利的純自給的生産より進化したる營利的商品生産と爲りたるは經濟的行爲と道德的行爲との共同的進歩なりと謂ふ可きなり

然りと雖此共同的進歩は決して短日月の間に容易に到達せるものに非ずして永き星霜を經、幾多の險難を越えて漸く成就したるものなり幾多の險難とは例へは上古東西洋諸國の歴史に恰も符節を合する如く行はたる世襲職制 (Caste) は其一なり上中古及び近世に亘りて行はれたる奴隸及

ひ農奴の制度は其二なり封建的國土及び専制君主國に行はれたる鎖國主義干渉主義は其三なり而して第十八世紀の末より起れる産業革命の以前に於て墮落の域に沈淪したる同業社 (Guild, Zunft) は其四なり此等は一括して勞力檢束制度と稱すべき者にして其曾て社會進歩の道程階段を成し時世の要求に應し國土の事情に従ひて必要又は適宜の制度と思考せられたること無きに非ずと雖遂には贅疣となり朽株となりたる者なりとす。

此等の勞力檢束制度に代りて興りたる者は即ち勞力自由制度なり此新制度は佛國ケネイ (Oursay) 等の自然法則主義 (Physiocratic System) によつて先づ唱彼せられ英國のアダム・スミス及び其後繼者に由りて高調せられ而して此等の學説は佛國大革命及びひ之に前後せる歐洲産業革命に伴ふ所の實地運動と相互に因縁し結合して勞力自由制度は確立し普及するを致したり是に於てか奴隸及び農奴は漸く解放せられ經濟上に於ける政府の差別的干渉及びひ同業社の不合理なる拘制は漸く其跡を絶ちたり

夫れ勞力の自由とは何をや曰く各人か其自由意思に従ひ其執らんとする勞力の種類を選定し其勞力を行ふ場所を選定し他人に向て勞力を提供する契約を爲し又は他人と協同して勞力の遂行及び其結果の獲得享受に關する利便を成る可く大にするを得しむる制度を謂ふ故に勞力の自由の内容を分つときは (1) 職業の自由 (2) 移轉の自由 (3) 契約の自由 (4) 言論集會結社の自由等となるなり

(1) 職業の自由とは各人か其好む所の職業を選みて之に就くを得ることにして古代世襲的職制の行はれたる時代に於ては固より未だ認められず而して現代の文明諸國に於ては外觀上は原則とし

て一般に認められ唯公益上或種類の職業例へは辯護士醫師藥劑師等に就ては其能力資格の證明又は試験を要するの制限あるのみ然れども仔細に穿鑿するときには貧富懸隔の甚しき國に於て富豪階級 (Geldaristokratie) が重要な經濟的事業を獨占し軍國主義の威勢を逞ふする國例へは獨逸の如きに於て貴族階級 (Junker) が上級官吏特に武官外交官宰相の位置を壟斷するを見たり嗚呼斯の如きは實に道德上人類平等の大原則に背くのみならず經濟上適材を適處に置く所以に非ず果して然り獨逸の軍國主義の暴斷及び其ユンカーの專恣は最近の世界大戰亂を惹起し竟に流石に頑強なる獨逸をして聯合國正義の師の前に屈伏し其經濟的物資の惠與を哀願せしむるを致したり然り而して文明諸國に略ぼ共通なる富豪階級の重要企業獨占は今も尙ほ未決の難問題に屬す

(2) 移轉の自由とは人か國內何れの處にも移り又は國外何れの處にも轉するを得ることにして封建時代鎖國主義の行はるゝ時代等に於ては此自由は認められざりしか現時の文明諸國に於ては原則として法律及び條約に由りて實に國內移轉の自由のみならず外國移住の自由をも認む然るに茲に著しき例外あり米國の東洋人特に支那人の移住を禁し我邦人の移住を甚しく制限するか如きは實に四海兄弟たる道德上の大善を全ふする所以にあらざるのみならず又世界共通たる經濟上の大³利を進むる所以に非ざるなり。

(3) 契約の自由とは人々か其自由意思に本つき相互に賣買交換貸借雇傭等の約束を爲すことにして其努力の自由なる方面に關しては企業者對勞動者の雇傭の契約を最要とす同業社の勢威を振ひたる時代に於ては業主と徒弟又は職工との間の約束は慣例に由り而も其慣例は同業社を組織する

業主の取極め又は政府の允許指定に依るものなりしが故に決して對等的に非す又個人の自由意思に本つくものに非さりしなり而るに佛國革命後に於て各國か採用したる佛國民法の契約自由の法律は我國維新後にも亦同しく採用せられて道德上に於ては國民自主獨立の精神を振興し經濟上に於ては勞働能率及び勞働者給料を増大し生産の新規改良を促進したりと雖亦其弊なきを得ず蓋し其初に於ては謂ゆる契約の自由は個人對個人の契約の自由なるか故に資力あり又巧慧なる企業者は無資力にして且愚直なる勞働者を籠絡して彼等をして知らず知らず自己に向て不利なる契約を締結履行せしめたり然り而して輒近勞働者間に於ける教育程度の上進は漸く彼等をして自己の不平等的地位を自覺せしめ且此地位を改良すべき方法を案出せしむるを致したり彼等は謂へらく個人的自由契約は自由の名ありて自由の實なく却て彼等をして各自の手足を拘束して貪婪なる企業者の足下に降伏せしむるものなり斯の如き事實的奴隸の境遇を脱する方法は個人的契約を捨て、合衆的勞働協約 (collective bargaining) を取るに在りと而して此方法を取るに先たちて必要なるは即ち言論集會結社の自由是なり

(4) 言論集會結社の自由は吾人の熟知する如く我憲法(第二十九條)の認むる所にして輒近文明諸國に共通の事に屬す蓋し言論に由りて意思を通し集會に由りて交誼を全ふし結社に由りて共同の利益を進むるは吾人の道德的行爲にして且同時に經濟的行爲なること多きは固より疑を容れず而して此三者の中に就て結社の自由は勞力の自由に關して最も重要なり

抑も結社の禁制 (combination law, Koalitionsverbot) は古來東西其揆を一にし我邦徳川氏か寛文

三年(西紀一六六三年に當り我徳川家綱の時)に發布したる武家諸法度に『企_二新儀、結_二徒黨、成_二誓約之儀、制禁之事』とあるのみならず正徳元年(西紀一七一一年に當り徳川家宣の時)の江戸高札に『諸職人イヒ合セ、作料、手間賃等高直ニスヘカラス、諸商賣物或ハ一所ニ買置シメウリシ或ハイヒ合セテ、高直ニスヘカラサル事』及び『何事ニヨラス誓約ヲナシ、徒黨ヲ結フヘカラサル事』の規定を載せあり古代の羅馬に於ても勞力者の結社は禁制せられ近世の歐洲諸國に於ても亦久しく同様の法律を存したりしか英國に於ては千八百二十四年に至り勞働者か同盟罷業を爲すことの合法なること略ほ認められ千八百七十一年に至りて永續的勞働組合 (trades-union) の合法なること認められたり佛國に於ては同盟罷業權は千八百六十四年五月二十五日の法律に依て認められ勞働組合の合法なることは千八百八十四年三月二十一日の法律に依て認められたり米國に於ては未だ曾て同盟罷業の禁令ありたることを聞かず之を要するに現時の歐米諸國の勞働者は企業者と同等なる結社の權利を完全に享有し而して彼等の組織する所の鞏固なる勞働組合は雇主組合團體に對して合衆協約を爲しつつあるなり

然れども合衆協約と稱せらるものの中には似て非なるものと真正なるものとあり似て非なる合衆協約 (pseudo-collective bargaining) とは雇主組合 (employer's association) か謂ゆる開放せる店舗 (open shop) の名義の下に勞働者の各々を羅致するもの其一例にして勞働組合雇主の各々に對して其要求する所の條件に協調せしめんとするもの其二例なり是等は共に偏倚的にして決して企業者と勞働者との利益を平等に保持増進する所以に非ず之に反して真正なる合衆協約 (real-

collective bargaining) とは一方に完全に組織せられたる労働組合あり他方に同様完全に組織せられたる雇主組合あり此双方の代表者間に於て各組合の豫め定めたる規則又は議決又は委任に本つきて締結せられたる労働に關する協約なりとす斯の如き協約は双方の組合に屬する各個人を羈束するは勿論にして各個人の小利を進めて其組合全體の大利となし啻に生産者たる労働者及び企業者の全體の利益のみならず併せて其生産物の消費者たる社會公衆の利益を進むべきなり

蓋し彼の似て非なる合衆協約の第一の場合に於ては利益か雇主組合に偏倚するか故に社會の多數を占むる労働者は不利を蒙むるべく而して之に伴ふ雇主組合の獨占的地位は消費者たる社會公衆の利益をも併せて吸収することなからず而して労働者か其蒙むる所の不利を自覺するに由て往々勃發する所の同盟罷業は又更に社會全般に損害を與ふへし而して似て非なる合衆協約の第二の場合に利益か労働組合に偏倚するか故に雇主はそれ丈利益を殺かれるなる可く然らざれば其生産物の價を高めざるへからざるを以て畢竟消費者たる社會公衆の不利益となるべきなり由是觀之眞正なる合衆協約は啻に生産者たる労働者と雇主との兩階級をして互に相牽制して常軌を逸することなからしめ互に相依賴して共同の利益を進めしむるのみならず同時に消費者たる社會公衆の利便を増すものなるは毫も疑を容れざるなり之を譬ふれば一般消費者は軀幹の如く生産者兩階級は兩脚の如し兩脚にして偏倚せざれば能く軀幹を支へて安定ならしむるを得べきなり

然りと雖此合衆協約は我國に於ては殆んど未だ行はれず労働者は依然として個人的契約の舊路に彷徨し守舊的なる判例又は警察法規は健全なる労働組合の成立を妨げつつあり治安警察法第十

七條の如きは特に然りとす而して歐米の如き合衆協約の盛に行はるゝ處に於ても往々其似て非なる者を發見し勞働爭議即ち同盟罷業工場閉鎖「ボイコット」等の歲に月に其跡を絶たざるを目撃す是に於て近視皮相の徒は却て我國に殘存する封建時代の遺風たる奉公人制度の維持を絶叫し然らざれば少くとも個人自由契約の程度を堅く守りて勞働者階級の集會結社は成る可く之を防遏せんと主張す嗚呼是れ燈油を燒きて電燈に抗し馬匹を驅りて電車と争はんとするの類なり固より現今と雖佛壇に燈油を燒き村道に馬車を驅ることあるか如く小規模なる或種類の工業於ては舊時の奉公人制度を維持し得る場合なからずと雖要するに社會の大勢は漸く小企業を變して大企業に化し註文生産は商品生産に革まりつゝあり従て之か勞働者の教育生活及び就業は舊時の如く業主の家庭及び其部分たる小工場に於てするを得ずして教育に就ては國家地方團體又は公益的私法人の設立する大小各種の専門的及び普通の學校に於て之を行ふことゝなり勞働は住宅と全然分離せる大工場 (factory) に於て多數の職工か分業して之を行ふことゝなり而して職工は概して獨立の家庭を作り唯其一部は往々工場に接近して企業主の設置する寄宿舎に入るものありと雖企業主の家庭とは全然分離するに至りたり

斯の如き状態の下に於て舊時の奉公人制度の維持復活を望むは猶ほ木に緣りて魚を求むるか如し然り而して此状態の下に先づ現るゝ所の個人自由契約は自由の名ありて其實なきこと既に述べたる如く又次に起る所の似て非なる合衆協約も亦偏倚的にして生産者階級并に一般消費者の共同的利益を進むる所以に非ざること前述の如くなるに於ては吾人は銳意して眞正なる合衆協約を

成立せしむることに努めざる可からず而して之か方法としては或は之を抑壓したる從來の法令を廢止し或は之を獎勵する新法令を發布するも亦可なりと雖根本的方策は他なし生産者兩階級并に一般社會の教育を高め其道德的并に經濟的理想を進めて謂ゆる勞力自由の眞意義を覺知せしむるに在るなり

然らは何をか勞力自由の眞意義と謂ふ乎曰く勞力自由は社會進化の產物にして更に一層社會を進歩せしむる所の積極的大勢力にして平等と責任との二條件の下に繋かる者なり平等なきの自由は強者の壓制なり責任なきの自由は放縱なり共に眞の自由に非ず平等に(1)法律上の平等あり(2)機會均等あり(3)對手方間の關係的平等あり責任に各個人相對間の責任あり各個人が社會に對する責任あり前者よりは一層後者を重要とす即ち企業者は其勞働者に對し又勞働者は其企業者に對して責任あるのみならず彼等は更に社會公衆に對して一層重大なる責任あり即ち私益の爲に公益を害せざるの責任を有し及び場合に由りては公益の爲には私益を犠牲に供するの責任を有す此平等と責任との基礎の上に立つ所の自由を眞正なる勞力自由と謂ふなり苟も世の企業者にして此眞自由を覺知せば勞働者を虐遇酷使するか如き事は其跡を絶ち産業上に於ける私的獨占に由りて社會公衆の利益を吸收するか如き事は無かるべく又世の勞働者にして此眞自由を理解せば同盟罷業其他の勞働爭議は之を未然に防くを得て現時の社會問題は容易に解決せらるべく而して社會公衆か總て此眞自由を會得せば縱令社會の一部に企業主對勞働者の爭議ある場合又は兩生産階級か苟合比周して消費者の利益を害する虞ある如き場合に於て之を和解矯正するを得べきなり

抑も労働者と企業者とか相互間に責任を感じ又兩者か各々社會に對して責任を感じる所以は人性に固有なる良心の發動に本づくものなり此良心を扶掖發達せしむるものは教育の力に賴らざる可からず而して謂ゆる教育なる者は必ずしも啻に學校教育を指すのみならず社會教育も亦與かりて大に力あるを知らざるへからず學校教育も亦廣義の社會教育に屬すれども學校教育に對して社會教育と稱するときは吾人を圍繞する社會の傳統的又は開發的美風善俗の如きは即ち是なり例へは最近の大戦亂に由りて交戦國民間に發揮したる異常なる勤勉節約義勇奉公の精神は其一半は社會の開發的美風と稱すべく而して其特に二三の國に於て顯著なるは亦之を其傳統的善俗に歸せざるを得ざるなり

夫れ俄に熱する物は冷め易し夫の偶然の事件に由りて一時起りたる開發的美風は啻に永續せざるのみならず往々忌むべき反動を惹起することあり戦勝國民か驕奢遊惰汚行敗徳に墮落したる者古來其例に乏しからず純然たる經濟的事實に就て之を見るも輒近文明諸國間に於て間歇的に起る所の産業危機若くは恐慌の歴史は亦人類同一の弱點を證明す彼等は一朝産業危機に遭ふときは恐懼し戒慎し節約し忍耐す危機既に去り商況漸く恢復するや五七年ならずして曩日の事は恰も喉を過ぐる熱汁の如く忘却し去り競ふて事業を膨脹して其力を量らず信用を過度に使用して其基礎を忘るゝあり而して其初は財界の景氣活潑にして彼等の投機心を鼓舞すること愈著しく謂ゆる素人筋の多數も亦知らず知らず此渦中に巻き込められ株式企業の濫興となり定期取引の悪用となり其弊の窮まる所は終に復産業危機即ち恐慌を惹起するに至る

「産業危機」の著者バートン氏は産業危機か國に由りて緩和の度を異にするを論じ其佛國に於て概して緩なりし理由を擧げて左の四を爲せり

- 一、國民の非常に節約なること
- 二、土地所有權の小區域に分たれ中地主の多數を占むること
- 三、破産法の嚴密なること
- 四、商業道德の程度高きこと

氏は此第四を説明して曰く『傳統的風俗に由るか將た法制の教化力に由るかは知らされども佛國に於ては高き程度の商業道德 (business honesty) 行はる例へは子は其父の負債を償還せんとして多年辛苦し公證人は其從來私交なき同僚の監守金費消に對し職務上之を辨償するを辭せざる行爲は國民の物質的繁榮の上に効果を及ぼさずしては止まざるべき程度の正直 (integrity) 及び職務従順 (compliance with business obligations) を示すものに非ずや佛國民は兵士としては戰場に奮進するを以て著明なるに財務家又は實業家としては保守主義の方針を執る集團たるを見るは奇と謂ふ可し然れども是れ事實なり』(T. E. Burton, Financial Crisis, London 1902. p. 39-40)

余は本節に於ては詳かに産業危機の問題を各國各時代に亘りて説明するの遑なく且斯くする事の餘りに旁徑に深入するの嫌あるを恐れて茲には唯國民傳統的善俗か如何に産業危機を緩ふし且之を豫防するの功あるかの一斑を示すに止むへし

之を要するに輓近文明諸國民に間歇的に起る所の産業危機は本節の首に説明したる所の大規模

なる商品生産と密接の關係あり夫の自給生産の時代に於ては産業危機は固より有り得へからず而して註文生産の時代に於ては唯純ら凶歉疫癘戰爭等の天災時變に原つく所の恐慌あるに止まり現代の意味に於ける産業危機即ち生産過剰又は投資過多の如き人爲に由る所のは大規模なる商品生産の時代に於てのみ之を實現すへきなり而して此時代に於ては謂ゆる勞力の自由は益々盛に行はるゝは既に本節の半に縷述せる所の如し以上列擧せる三大綱即ち(1)大規模なる商品生産(2)勞力の自由(3)産業危機の何れに就て之を見るも道德と經濟との關係の密接なる恰も幹根心身の如きあり學者往々純正經濟的に此等を論究すへしと主張す嗚呼是れ枯木は木に非ず死人は人に非ざるを知らざる者に非ずや(未完)